

第1号様式（第6条関係）

厚木市市民協働事業提案書

2023年 7月 7日

(宛先) 厚木市長

住所又は所在地

団体名 厚木ハーモニカ委員会

代表者名 岡本 吉生

厚木市市民協働事業について、次のとおり提案します。  
 なお、会員名簿及び担当者連絡先を除き、公開を承諾します。

1 事業名	ハーモニカのまち復興プロジェクト
2 提案の区分	■市民提案型事業 □行政提案型事業
3 提案年数	■1年目 □2年目 □3年目
4 事業概要	厚木市内では現在、厚木市の宝であり、ハーモニカの巨匠である故岩崎重昭氏の意思を受け継いだプロのハーモニカ奏者や「あつぎハーモニカ協会」をはじめとしたハーモニカ教室が数おおく点在しており、厚木のハーモニカにおけるスキルの高さは日本中から注目を集めている。これからの未来の子どもたち（小学生）を対象に、このハーモニカの素晴らしさを伝承、継承するため、講演等を実施する。
5 事業実施期間	2024年 4月 1日から 2025年 3月 31日まで
6 事業費総額	1,780,000円
7 市が負担する額	1,780,000円
8 添付書類	■企画書 ■収支予算書 ■団体の会則等 □団体の会計書類 □その他（ ） ■事業スケジュール ■役員等氏名一覧表 ■団体の会員名簿
9 担当者連絡先	氏名 電話番号



企画書

<p>1 事業の分野</p>	<p>□保健・医療・福祉 □まちづくり □環境保全 □地域安全 □国際協力 □子どもの健全育成 □科学技術の振興 □職業能力開発・雇用機会 □非営利活動支援</p> <p>□社会教育 ■学術・文化・芸術・スポーツ □災害救助 □人権・平和 □男女共同参画 □情報化社会 □経済活動の活性化 □消費者保護 □その他（ ）</p>
<p>2 事業の目的 ・必要性</p>	<p>ハーモニカという芸術について、厚木市はかつて全国的に誇れるハーモニカの聖地であった状況が衰退しつつある現状にある。世界に誇れるハーモニカ奏者を多く輩出しているということに誇りを持ち、文化芸術の環境をより良くする起爆剤とする。</p>
<p>3 事業の内容</p>	<p>ハーモニカの素晴らしさと、厚木市出身のハーモニカ奏者技術の高さを周知するためにも、まずは希望の厚木市内小学校（目安10校）にて、1年間順番にハーモニカ講座および講演を開催する。</p>
<p>4 実施場所</p>	<p>厚木市内各小学校</p>
<p>5 期待される 効果・成果</p>	<p>厚木市内の小学校にてハーモニカ講座及び講演を開催することにより、厚木市の誇れる芸術を再認識するとともに、ハーモニカをはじめとする芸術に興味と関心を持つ子どもが増えることに期待するとともに、故岩崎重昭氏の価値ある遺作の偉大さを再認識するきっかけともなる。</p>
<p>6 役割分担</p>	<p>提案者の役割 市内小学校への講座・講演の企画・運営 チラシ等の作成</p> <p>市の役割 市内全小学校への講座・講演の企画の周知 講演小学校の会場の確保</p>
<p>7 自主財源確保 に向けた取組</p>	<p>2年目からは厚木市文化会館にてハーモニカコンサートを実施し、協力団体、企業におけるスポンサーを募り、自主財源を確保することにより、4年目より公民館や児童館などにおける講演やイベント参加を続け自主運営に移行する。</p>

8 事業計画 収支計画	2024年度	事業内容	厚木市内小学校における講座・講演
		収支予算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入 1,780,000円</li> <li>うち市負担金 1,780,000円</li> <li>うち自主財源 円</li> <li>内訳 円</li> <li>円</li> <li>・支出 1,780,000円</li> </ul>
	2025年度	事業内容	厚木市内小学校における講座・講演 厚木市出身奏者による公演会 ※厚木市誕生70年
		収支予算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入 3,100,000円</li> <li>うち市負担金 1,600,000円</li> <li>うち自主財源 1,500,000円</li> <li>内訳：講演チケット販売／1,500,000円</li> <li>・支出 3,100,000円</li> </ul>
	2026年度	事業内容	厚木市内小学校における講座・講演 厚木市出身奏者による公演会
		収支予算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入 3,100,000円</li> <li>うち市負担金 1,600,000円</li> <li>うち自主財源 1,500,000円</li> <li>内訳：講演チケット販売／1,500,000円</li> <li>・支出 3,100,000円</li> </ul>
	2027年度	事業内容	厚木市内公民館・児童館における 講座・講演 厚木市出身奏者による公演会 ※ハーモニカ誕生200年
		収支予算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入 1,800,000円</li> <li>うち市負担金 0円</li> <li>うち自主財源 1,800,000円</li> <li>内訳：講演チケット販売・協賛金 1,800,000円</li> <li>・支出 1,800,000円</li> </ul>

第3号様式（第6条関係）

事業スケジュール

時期	内容
4月	市内小学校にて「ハーモニカ講座・講演」希望校を校長会にて確認
5月	希望校との「ハーモニカ講座・講演」日程調整
6月	希望日に応じて「ハーモニカ講座・講演」実施（日程調整による）
7月	希望日に応じて「ハーモニカ講座・講演」実施（日程調整による）
8月	希望日に応じて「ハーモニカ講座・講演」実施（日程調整による）
9月	希望日に応じて「ハーモニカ講座・講演」実施（日程調整による）
10月	希望日に応じて「ハーモニカ講座・講演」実施（日程調整による）
11月	希望日に応じて「ハーモニカ講座・講演」実施（日程調整による）
12月	希望日に応じて「ハーモニカ講座・講演」実施（日程調整による）
1月	希望日に応じて「ハーモニカ講座・講演」実施（日程調整による）
2月	希望日に応じて「ハーモニカ講座・講演」実施（日程調整による）
3月	

第4号様式（第6条関係）

収支予算書

（収入の部）

（単位：円）

項目		予算額	積算根拠（単価、数量等）
市負担金(A)		1,780,000	
事業収入			
	小計(B)		
団体負担金等(C)			
合計(D)=(A)+(B)+(C)		1,780,000	

（支出の部）

（単位：円）

区分	項目	予算額	積算根拠（品名、単価、数量等）
支援対象経費	報酬費	300,000	厚木市内小学校10校×30,000円(1時間×3名)
	人件費	125,000	厚木市内小学校10校×2,500円×5名
	印刷製本費	30,000	イベント当日資料作成5,000枚
	使用料及び賃借料	1,200,000	厚木市内小学校10校×120,000円 ・ 機材 レンタル代 60,000円 ×10校 ・ オペレーター代 50,000円 ×10校 ・ 車両費10,000円×10校
	消耗品費	125,000	横断幕(ステージ用)／23,000円 スタンド看板(入口用)／22,000円 ユニフォーム(ポロシャツ)×20／80,000円
	小計(a)	1,780,000	
支援対象外経費			
	小計(b)		
合計(c)=(a)+(b)		1,780,000	

※ 収入合計(D)と支出合計(c)は、一致すること。

## 「厚木ハーモニカ委員会」会則

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、「厚木ハーモニカ委員会」と言う。

(事務所)

第2条 この団体は、主たる事務所を [REDACTED] に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この団体は、厚木市内においてハーモニカの普及活動を実施し、「ハーモニカの街あつぎ聖地構築計画」を目的とする。

(活動の種類)

(事業)

第4条 この団体は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

#### 2 不特定多数者向けの公益活動

(1)小学校講演事業(厚木市の地域市民に対してハーモニカにおける講演会を行なう。)

(2)コンサート事業(あつぎハーモニカ協会協力のもと、コンサート事業を行う。)

### 第3章 会員

(入会)

第5条 会員の入会については、役員の同意を得るものとする。

(入会金及び会費)

第6条 会員における入会金及び会費に定めはないものとする。

### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第7条 この団体に次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表1名
- (3) 主務兼会計1名
- (4)主務補佐 1 名
- (5)監査 2 名
- (任期等)

第8条 役員の任期は、5年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第5章 総会

(構成)

第9条 総会は、会員をもって構成する。

(開催)

第10条 通常総会は、毎事業年度 1 回 9 月に開催する。

(権能)

第11条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更、解散、合併に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (4) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (5) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) その他運営に関する重要事項

## 第6章 雑則

(細則)

第12条 この会則の施行について必要な細則は、役員会の議決を経て、代表がこれを定める。

## 附 則

1 この会則は、この団体の成立の日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

厚木市市民協働事業提案書

令和5年5月15日

（宛先）厚木市長

住所又は所在地

団体名 特定非営利活動法人多言語広場CELULAS  
 代表者名 理事長 鈴木隆志  
 厚木市担当者名

厚木市市民協働事業について、次のとおり提案します。  
 なお、会員名簿及び担当者連絡先を除き、公開を承諾します。

1 事業名	多様なことばや文化に触れる、厚木市親子多言語多文化交流事業
2 提案の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 市民提案型事業 <input type="checkbox"/> 行政提案型事業
3 提案年数	<input checked="" type="checkbox"/> 1年目 <input type="checkbox"/> 2年目 <input type="checkbox"/> 3年目
4 事業概要	1、小学校での出前国際理解授業の実施ー留学生や在住外国人と交流し、多言語多文化に触れることで、遠いに興味を持ちどんな人とも向き合える子どもの心を育てる事業ー 2、公民館等で親子が、留学生や在住外国人の国の料理やその国の遊びを一緒にしながら交流するワークショップの開催 3、外国につながるのある児童、生徒とその保護者と市民との交流を進め、多様性を認め合う豊かな地域づくりを進める
5 事業実施期間	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
6 事業費総額	160,000円
7 市が負担する額	130,000円
8 添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 企画書 <input checked="" type="checkbox"/> 事業スケジュール <input checked="" type="checkbox"/> 収支予算書 <input checked="" type="checkbox"/> 役員等氏名一覧表 <input checked="" type="checkbox"/> 団体の会則等 <input checked="" type="checkbox"/> 団体の会員名簿 <input checked="" type="checkbox"/> 団体の会計書類 <input checked="" type="checkbox"/> その他（                                  ）
9 担当者連絡先	氏名 <input type="text"/> 電話番号 <input type="text"/>





企画書

<p>1 事業の分野</p>	<p> <input type="checkbox"/>保健・医療・福祉  <input type="checkbox"/>まちづくり  <input type="checkbox"/>環境保全  <input type="checkbox"/>地域安全  <input checked="" type="checkbox"/>国際協力  <input checked="" type="checkbox"/>子どもの健全育成  <input type="checkbox"/>科学技術の振興  <input type="checkbox"/>職業能力開発・雇用機会  <input type="checkbox"/>非営利活動支援                 </p> <p> <input checked="" type="checkbox"/>社会教育  <input checked="" type="checkbox"/>学術・文化・芸術・スポーツ  <input type="checkbox"/>災害救助  <input checked="" type="checkbox"/>人権・平和  <input type="checkbox"/>男女共同参画  <input type="checkbox"/>情報化社会  <input type="checkbox"/>経済活動の活性化  <input type="checkbox"/>消費者保護  <input type="checkbox"/>その他（ ）                 </p>
<p>2 事業の目的・必要性</p>	<p>厚木市のこどもたちが、留学生在住外国人との交流を通して、多言語多文化を楽しみ、言語や文化の違いを超えてコミュニケーションする機会を設けることで、多様性を認めあい、国際社会を豊かに生きていく力を養う。市民の中にも多様な背景を持つ人たちがいることを知り、外国につながるのある親子との交流を通して多様であることの豊かさを体験する。</p> <p>その体験を通して、人間への信頼と違いを受入れ心を開いて社会で生き抜く力を養い、豊かで人に優しい地域をつくる。</p>
<p>3 事業の内容</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1, 外国につながるのある子どもたちと厚木の子もたちが一緒に学び、遊び、保護者同士もつながりを作る。</li> <li>2, 各国の料理を留学生や在住外国人と一緒に作り遊ぶ。</li> <li>3, 学校に出向き、留学生や在住外国人との出前国際理解授業を行う。</li> <li>4, 多言語多文化で育む豊かな心とどんな言葉にも耳を傾ける力を多くの市民に体験を通して理解を育む。</li> </ol>
<p>4 実施場所</p>	<p>市内公民館や小学校等</p>
<p>5 期待される効果・成果</p>	<p>母語以外の多言語に触れることにより「開いた耳」と「開いた心」を持てるようになる。本当の国際理解ができる。子どもはもちろん親も、違いを恐れずむしろ違いに興味を持ち、積極的にコミュニケーションを持とうとするきっかけが作れる。地域社会の中の様々な「違い」を知り交流し、お互いを知ることで、多様性にあふれた優しい地域、生きやすい社会を作る。</p>
<p>6 役割分担</p>	<p>提案者の役割                  多言語を身近なものにし壁のないコミュニケーションの力を培うことを実現する                  講師、他国文化の紹介、交流の場の提供</p> <hr/> <p>市の役割                  公民館の確保                  チラシ配布                  小学校等への国際理解授業希望校の募集                  外国につながるのある児童、生徒と保護者との連絡への協力</p>

7 自主財源確保 に向けた取組	多言語活動に理解のある企業の協賛を得、食材提供などお願い する		
8 事業計画 収支計画	令和6年度	事業内容	公民館での交流事業 出前国際理解教室開催 人を通した色々な国の料理や文化の 紹介等
		収支予算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入 160,000円</li> <li>うち市負担金 130,000円</li> <li>うち自主財源 30,000円</li> <li>内訳 参加費 16,000円</li> <li>協賛費 14,000円</li> <li>・支出 160,000円</li> </ul>
	令和7年度	事業内容	公民館での交流事業 出前国際理解教室 の開催 料理や異文化の紹介等 コミュニティスクールとの連携
		収支予算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入 160,000円</li> <li>うち市負担金 110,000円</li> <li>うち自主財源 50,000円</li> <li>内訳 参加費 30,000円</li> <li>協賛費 20,000円</li> <li>・支出 160,000円</li> </ul>
	令和8年度	事業内容	公民館での交流事業 出前講座開催 料理や異文化の紹介等 コミュニティスクール、地域学校と の連携
		収支予算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入 160,000円</li> <li>うち市負担金 100,000円</li> <li>うち自主財源 60,000円</li> <li>内訳 参加費 30,000円</li> <li>協賛費 30,000円</li> <li>・支出 160,000円</li> </ul>
	令和9年度	事業内容	公民館での交流事業 出前講座開催 料理や異文化の紹介等 コミュニティスクール、地域学校と の連携
		収支予算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入 160,000円</li> <li>内訳 参加費 40,000円</li> <li>協賛費 120,000円</li> <li>・支出 160,000円</li> </ul>

第3号様式（第6条関係）

事業スケジュール

時期	内容
4月	小学校への国際理解授業希望校募集告知
5月	
6月	
7月	南毛利公民館「世界の料理と遊びの広場」（夏休み、土日）
8月	
9月	
10月	
11月	小学校、出前国際理解授業（希望校1校）
12月	
1月	依知南公民館「世界の料理と遊びの広場」（土日）
2月	
3月	

第4号様式（第6条関係）

収支予算書

（収入の部）

（単位：円）

項目		予算額	積算根拠（単価、数量等）
市負担金(A)		130,000	
事業収入	参加費	9,000	@300×15人×2回
	協賛金	12,000	@3000×2×2回
	小計(B)	21,000	
団体負担金等(C)		9,000	寄付金
合計(D)=(A)+(B)+(C)		160,000	

（支出の部）

（単位：円）

区分	項目	予算額	積算根拠（品名、単価、数量等）
支援対象経費	印刷製本費	90,000	@45,000×2回（小中学校配布参加募集チラシ23000部+ポスター各校2枚×2回）
	消耗品費	20,000	@10,000×2回用紙文房具等：コピー用紙、インクカートリッジ、養生テープ、ガムテープ、セロテープ、マジック、ボールペン、角3封筒（公共施設等ちらし送付用 料理用食材、調味料費用
	通信費	5,000	幼稚園チラシ送付用レターパック@520×2+@370×3、クリックポスト@185×15
	人件費	15,000	@1,000×15人
	報償費	30,000	@5,000×3人×2回（在住外国人講師謝金）
	小計(a)	160,000	
支援対象外経費			
	小計(b)	0	
合計(c)=(a)+(b)		160,000	

※ 収入合計(D)と支出合計(c)は、一致すること。

**特定非営利活動法人 多言語広場CELULAS**

(登記名 特定非営利活動法人 多言語広場セルラス)

## 定 款

# 特定非営利活動法人 多言語広場CELULAS 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 多言語広場CELULASと称し、略称は多言語ピアザCELULASとする。登記上はこれを特定非営利活動法人多言語広場セルラスと表示する。

(事務所等)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

2 この法人は前項のほか、従たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。必要に応じ支部を置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、異文化を超えた多国間交流及び国内における世代を超えた人的交流を通して、地域の活性化と真の国際理解を促す。また、交流の充実を図るために外国語習得の普及と研究を進め、社会貢献と世界人類の共生に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 国際協力の活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 多言語教育の普及に関する事業
- (2) その他目的の達成を図る事業

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、法人の活動を推進する家族及び個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

#### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、入会申込者が本会の目的に賛同し、活動及び事業に協力できると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めない時は、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 団体の解散又は個人の死亡。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至った時は、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### (抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
  - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、副理事長を3名以内とする。

(選任等)

第14条 理事は、理事会において選任し、総会に報告する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会において理事の互選により定める。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、総会で選任する。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した順序に従って、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会の構成員として、法令・定款及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は次に掲げる業務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。



- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事は理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員等)

- 第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 会議

(種別)

- 第21条 当法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

- 第22条 総会は、正会員をもって構成する。
- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

- 第23条 理事会は、次の事項について議決する。
- (1) 事業計画および予算並びにその変更
  - (2) 入会金及び会費の額
  - (3) 理事の選任、解任
  - (4) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第40条において同じ。）

(5) 総会に付すべき事項

(6) その他運営に関する必要な事項

2 総会は特定非営利活動促進法およびこの定款に規定するもののほか、理事会が総会に付すべき事項として議決したことを議決する。

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号により、監事から招集があったとき。

3 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めた場合

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して招集の請求があったとき。

(招集)

第25条 前条第2項第3号の場合を除き、総会および理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。また、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。

3 総会および理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(運営方法)

第26条 総会および理事会の運営方法は別に定める規則による。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

2 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会および理事会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会および理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全

員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員及び各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した構成員は、前2条、次条第1項及び第41条の適用については、総会および理事会に出席したものとみなす。
- 4 議決すべき事項について、特別の利害関係を有する構成員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会および理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 構成員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者があつた場合には、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印した上、この議事録をこの法人の事務所において5年間備え置く。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的方法による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日及び正会員総数
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品

- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第32条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第33条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第34条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第35条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第36条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第37条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第40条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

- 第41条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。
- 2 この法人が定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

- 第42条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

- 第43条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、国に帰属させるものとする。

(合併)

- 第44条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 公告の方法

(公告の方法)

- 第45条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。但し、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

## 第9章 雑則

(細則)

- 第46条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定

める。

## 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理事長	■■■■■
副理事長	■■■■■
理事	■■■■■
監事	■■■■■
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成15年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第36条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、成立の日から平成15年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	入会金	6,000 円	年会費	6,000 円
(2) 一般会員	入会金	2,000 円	年会費	一口 3,000 円 (一口以上)
(3) 活動会員 (個人)	入会金	60,000 円	月会費	7,000 円
活動会員 (家族)	入会金	60,000 円	月会費	10,000 円

## 附則

この変更された定款は、東京都より認証を受けた平成27年3月3日より施行する。

## 附則

この定款は、平成30年7月6日から施行する。

第 2 1 期

# 決算報告書

自：令和 4年 4月 1日

至：令和 5年 3月31日

(特非) 多言語広場 C E L U L A S

理事長 鈴木隆志



## 活動計算書

令和 4年 4月 1日 から令和 5年 3月 31日 まで

(特非) 多言語広場CELULAS

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取入会金		
受取入会金	433,000	433,000
2. 受取会費		
会員受取会費	11,522,500	
賛助会員受取会費	28,000	11,550,500
3. 受取寄附金		
受取寄附金	1,000	1,000
4. 事業収益		
事業収入	3,467,400	3,467,400
経常収益計		15,451,900
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) その他経費		
福利厚生費	13,080	
諸謝金	16,000	
印刷製本費	1,210	
会場費	18,860	
旅費交通費	890,964	
通信運搬費	133,667	
消耗品費	81,212	
会議費	24,519	
保険料	71,221	
教育研修費	8,276,386	
事業諸経費	876,960	
雑費	69,943	
その他経費計	10,474,022	
事業費計		10,474,022
2. 管理費		
(1) その他経費		
旅費交通費	74,760	
通信運搬費	499,341	
事務消耗品費	21,815	
水道光熱費	173,976	
地代家賃	3,358,320	
賃借料	156,028	
諸謝金	176,000	
租税公課	2	
支払手数料	109,098	
雑費	120,920	
その他経費計	4,690,260	
管理費計		4,690,260
経常費用計		15,164,282
当期経常増減額		287,618
III 経常外収益		
1. その他収益		
受取利息	17	
雑収入	11,400	11,417
経常外収益計		11,417

科 目	金 額		
IV 経常外費用			
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			299,035
当期正味財産増減額			299,035
前期繰越正味財産額		△	1,523,935
次期繰越正味財産額		△	1,224,900

貸借対照表

令和 5年 3月 31日 現在

(特非) 多言語広場CELULAS  
(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	2,065,200		
前払金	15,900		
流動資産合計		2,081,100	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
有形固定資産計	0		
(2) 無形固定資産			
無形固定資産計	0		
(3) 投資その他の資産			
敷金	704,000		
投資その他の資産計	704,000		
固定資産合計		704,000	
資産合計			2,785,100
II 負債の部			
1. 流動負債			
短期借入金	10,000		
流動負債合計		10,000	
2. 固定負債			
長期借入金	4,000,000		
固定負債合計		4,000,000	
負債合計			4,010,000
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産	△	1,523,935	
当期正味財産増減額		299,035	
正味財産合計			△ 1,224,900
負債及び正味財産合計			2,785,100

法人名:(特非)多言語広場CELULAS  
 会計単位名:(特非)多言語広場CELULAS

特定非営利活動法人に係る事業 財産目録

令和 5年 3月 31日 現在

(単位:円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金	121,990	
普通預金 東京三菱新宿中央	1,889,443	
普通預金 代々木第二郵便局	36,677	
普通預金 郵便局総合	16	
普通預金 東京三菱新宿中央	17,074	
前払金 源泉所得税過払い分	15,900	
流動資産合計		2,081,100
2 固定資産		
敷金 事務所	164,000	
敷金 事務所	540,000	
固定資産合計		704,000
資産合計		2,785,100
II 負債の部		
1. 流動負債		
短期借入金	10,000	
流動負債合計		10,000
2. 固定負債		
長期借入金	4,000,000	
固定負債合計		4,000,000
負債合計		4,010,000
III 正味財産の部		
正味財産		-1,224,900

この財産目録は、本書と相違ないことを証します。

特定非営利活動法人 多言語広場CELULAS  
 理事長 鈴木 隆志

<令和4年度(2022年度) 事業報告 令和4年(2022年)4月1日～令和5年(2023年)3月31日>

(1)多言語教育の普及に関する事業

①ピアザ活動(東京・7ヵ所)

地域/ピアザ	ピアザの曜日・時間	会場 (緊急事態宣言時等、zoom開催あり)
杉並(東高円寺)	毎週月曜日 18:30～20:00	阿佐ヶ谷地域区民センターなど (Zoom開催併用)
杉並(荻窪)	毎週金曜日 18:00～19:30 (令和5年3月末まで)	杉並公会堂(Zoom開催併用)
渋谷(渋谷)	毎週火曜日 19:00～20:30	渋谷区男女平等・ダイバーシティセンター (Zoom開催併用)
新宿・千代田(飯田橋)	毎週木曜日 19:00～20:30	Zoom開催 (東京ボランティア市民活動センター)
中野(中野)	毎週金曜日 19:00～20:30	スマイルなかの
世田谷(千歳烏山)	毎週水曜日 18:30～20:00 (令和4年7月末まで)	烏山区民センター
世田谷(経堂)	毎週土曜日 15:30～17:00	経堂地区会館別館他(Zoom開催併用)

①ピアザ活動(神奈川・4ヵ所)

地域/ピアザ	ピアザの曜日・時間	会場
川崎(溝の口)	毎週水曜日 18:30～20:00	てくのかわさき
川崎(溝の口)	毎週金曜日 18:30～20:00	
海老名(海老名)	毎週月曜日 18:15～19:45	海老名市民活動センター ビナレッジ
厚木(本厚木)	毎週金曜日 18:00～19:30	厚木市学習支援センター

①ピアザ活動(大阪・2ヵ所・兵庫3ヵ所)

地域 / ピアザ	ピアザの曜日・時間	会場
大阪(梅田)	毎週月曜日 19:30～21:00	zoom開催
兵庫(芦屋)	毎週月曜日 18:30～20:00	芦屋市民センター
大阪(天王寺)	毎週土曜日 15:00～16:30 (令和4年12月末まで)	大坂市立天王寺区民センター
兵庫(宝塚)	毎週金曜日 18:45～20:15	宝塚市立男女共同参画センター・エル
兵庫(名谷)	毎週金曜日 18:00～19:30 (令和4年12月末まで)	北須磨文化センター

①ピアザ活動(リモート専用/全国より参加)

リモート/ピアザ	ピアザの曜日・時間	オンライン
リモート火曜	毎週火曜 19:00～20:30	zoom開催
リモート水曜	毎週水曜 18:30～20:00	zoom開催
リモート木曜	毎週木曜 18:00～19:30	zoom開催

②講演会(会場開催)

日にち	事業名	場 所	参加人数 (内部)	参加人数 (外部)
R4.6.7	杉並講演会	阿佐ヶ谷地域区民センター	12	15
R4.6.9	杉並講演会	阿佐ヶ谷地域区民センター	8	9
R4.6.13	中野講演会	なかのZERO	10	19
R4.6.16	中野講演会	なかのZERO	8	16
R4.6.21	神戸講演会	北須磨文化センター	8	3
R4.6.22	芦屋講演会	芦屋市民センター	8	6
R4.10.31	千歳船橋講演会/世田谷区	桜丘区民センター別館	7	22
R4.11.4	千歳船橋講演会/世田谷区	桜丘区民センター別館	6	14
R4.11.15	溝の口講演会	てくのかわさき	10	16
R4.11.21	溝の口講演会	てくのかわさき	8	15

②講演会(オンライン)

日にち	事業名	場 所	参加人数 (内部)	参加人数 (外部)
R4.6.27	オンライン講演会「世界に通じる力を育てる」	zoom開催	7	61
R4.6.30	オンライン講演会「世界に通じる力を育てる」	zoom開催	5	45
R4.7.2	オンライン講演会「世界に通じる力を育てる」	zoom開催	7	73
R4.12.8	オンライン体験講座「世界のことばが話せる感動」	zoom開催	5	1
R4.12.17	オンライン体験講座「世界のことばが話せる感動」	zoom開催	5	1

②オープンセルラス(会場開催)

日にち	事業名	場 所	参加人数 (内部)	参加人数 (外部)
R4.6.13	東高円寺オープンセルラス	阿佐ヶ谷地域区民センター	15	10
R4.6.17	荻窪オープンセルラス	杉並公会堂	13	7
R4.6.17	中野オープンセルラス	スマイルなかの	8	7
R4.6.21	東高円寺オープンセルラス	阿佐ヶ谷地域区民センター	15	6
R4.6.24	荻窪オープンセルラス	杉並公会堂	12	5
R4.6.24	中野オープンセルラス	スマイルなかの	8	8
R4.7.1	中野オープンセルラス	スマイルなかの	10	7

R4.7.4	芦屋オープンセルラス	芦屋市民センター	10	2
R4.7.8	中野オープンセルラス	スマイルなかの	7	8
R4.7.15	中野オープンセルラス	スマイルなかの	9	2
R4.11.4	中野オープンセルラス	スマイルなかの	9	3
R4.11.11	溝の口金曜オープンセルラス	てくのかわさき	18	2
R4.11.12	千歳船橋オープンセルラス	経堂地区会館別館	15	7
R4.11.19	千歳船橋オープンセルラス	コーシャハイム千歳船橋	18	9
R4.11.23	溝の口合同オープンセルラス	てくのかわさき	12	6
R4.11.25	溝の口金曜オープンセルラス	てくのかわさき	19	7
R4.12.2	溝の口金曜オープンセルラス	てくのかわさき	9	2
R4.12.17	千歳船橋オープンセルラス	コーシャハイム千歳船橋	13	3

## ②体験会・オープンセルラス(オンライン)

日にち	事業名	場所	参加人数(内部)	参加人数(外部)
R4.4.5	オンライン体験会(リモート火曜)	zoom開催	9	3
R4.5.12	リモート木曜オープンセルラス	zoom開催	9	2
R4.6.14	渋谷 オンライン体験会	zoom開催	12	3
R4.6.21	渋谷 オンライン体験会	zoom開催	14	3
R4.7.7	リモート木曜オープンセルラス	zoom開催	9	2
R4.7.10	溝の口合同 オンラインオープンセルラス	zoom開催	17	5

## ③セミナー・20周年特別企画(全国)

日にち	事業名	場所	参加人数(内部)	参加人数(外部)
R4.4.17	セミナー	Zoom開催	186	1
R4.7.18	セルラス20周年特別企画 「セルラス・不思議発見1学期」	Zoom開催	134	0
R4.11.3	セルラス20周年特別企画 「セルラス・不思議発見2学期」	Zoom開催	76	1
R5.2.18	セルラス20周年特別企画 「セルラス・不思議発見3学期」	Zoom開催	91	1

## ④機関誌・メールマガジン・公式LINE発行(全国)

日にち	事業名	参加人数(内部)
R4.4.2	広報ミーティング	6
R4.15	広報ミーティング	5
R4.4.22	広報ミーティング	5
R4.4.28	広報ミーティング	5
R4.5.9	広報ミーティング	5
R4.5.18	広報ミーティング	5
R4.6.17	広報ミーティング	6

R4.7.8	広報ミーティング	6
R4.8.8	広報ミーティング	6
R4.9.16	広報ミーティング	5
R5.1.13	広報ミーティング	6
適時	公式LINE記事発行	5×適時

### ⑤コーディネーター・ミーティング(全国)

日にち	事業名	参加人数(内部)
R4.4.6～R5.3.22 毎月2回(臨時1回)	全国コーディネーター・ミーティング	延べ 325
R4.4.12～R5.3.20 毎月2回(臨時2回)	スタッフMT	延べ 104
R4.11.12	関東CO.MT	9
R5.1.5	関西CO.MT	6
適時	Aチーム(講演会)ミーティング	延べ40
適時	Bチーム(ピアザ関連)ミーティング	7×適時
適時	Cチーム(国際交流)ミーティング	2×適時

## (2)その他目的の達成を図る事業

### ①ピアザ、地域交流(全国オンライン)

日にち	事業名	場所	参加人数 (内部)
R4.4.12	リモート火曜×渋谷 合同ピアザ	Zoom開催	25
R4.10.26	リモート火曜・ 多言語ハロウィンピアザ	Zoom開催	10
R4.11.17	世界のことばと遊びの広場準備会 (リモート木曜・モンゴル)①	Zoom開催	12
R4.11.19	世界のことばと遊びの広場準備会 (リモート火曜・ドイツ)	Zoom開催	13
R4.11.21	世界のことばと遊びの広場 プロダクションチームミーティング	Zoom開催	3
R4.11.24	世界のことばと遊びの広場準備会 (リモート木曜・モンゴル)②	Zoom開催	12
R4.11.29	世界のことばと遊びの広場準備会 (多言語子育て)①	Zoom開催	4 (インドネシア・中国)
R4.12.1	世界のことばと遊びの広場準備会 (リモート木曜・モンゴル)③	Zoom開催	7
R4.12.3	世界のことばと遊びの広場準備会 (リモート火曜・ドイツ)	Zoom開催	13
R4.12.7	世界のことばと遊びの広場準備会 (リモート水曜・フランス)	Zoom開催	21
R4.12.10	世界のことばと遊びの広場準備会 (多言語子育て)②	Zoom開催	4 (インドネシア・中国)
R4.12.27	リモート火曜・多言語クリスマスピアザ	Zoom開催	13
R5.3.21	リモート火曜×渋谷 合同ピアザ	Zoom開催	10
R4.5.10～7.19 月2回 火曜	この指とまれ！企画 K-POPでカッチノルジャー2	Zoom開催	延べ 102



R4.10.4～12.20 月2回 火曜	この指とまれ！企画 K-POPでカッチノルジャー3	Zoom開催	延べ 96
R4.4.9～R5.1.22 第2・4日曜	この指とまれ！企画 パーパチカの会	Zoom開催	延べ 130
R4.9.15～12.22 毎週月&木曜	この指とまれ！企画 キッズシャドーイング	Zoom開催	延べ 179
R4.4.1～12.24 毎週水&土曜	この指とまれ！企画 ノレノレ会～多言語で歌おう♪～	Zoom開催	延べ 439
R4.5.7～7.9 隔週土曜	この指とまれ！企画 ハリーポッターで遊ぼう!	Zoom開催	延べ 75
R4.5.14～7.24 R4.10.13～12.18 月2回土&日曜	この指とまれ！企画 お手軽！多言語リアルクッキング	Zoom開催	延べ 136
R4.5.19～7.28 月2回	この指とまれ！企画 ストーリーブックの会	Zoom開催	延べ 70
R4.5.26～7.21 R4.10.6～12.22 隔週木曜	この指とまれ！企画 ゲストハウス・セルラス	Zoom開催	延べ 99
R4.6.25	この指とまれ！特別企画 パーパチカの会&ゲストハウス・セルラス コラボ企画	Zoom開催	15
R5.2.10～3.26 不規則開催全5回	この指とまれ！特別企画 オトナゼミ	Zoom開催	延べ 45
R4.5.12～R5.12.17 月2回	この指とまれ！企画 留学&ホームステイ	Zoom開催	延べ 125
R4.5～8	世界に広げよう友だちの輪 セカトモ 4期	Zoom開催	延べ 66
R4.10～12	世界に広げよう友だちの輪 セカトモ 5期	Zoom開催	延べ 42
R4.10.6.～R5.4.13	多言語キクハナLABO	Zoom開催	延べ 301
R4.5.14～12.24 隔週土曜	この指とまれ！企画 ソレイユのつどい	Zoom開催	延べ 106
R4.5.14～7.10 R4.10.9～12.18 隔週日曜	この指とまれ！企画 集まれ青少年～セル友いっぱい見つけよう in 秘密基地～	Zoom開催	延べ 185
R4.5.22.～R5.3.31	この指とまれ！企画 メキシコ日本語教室サポート隊	Zoom開催	57
R4.10.12～12.26 全6回	この指とまれ！企画 トレジャーハンターの会	Zoom開催	延べ 150
R4.10.25～12.26 全12回	この指とまれ！企画 トレジャーハンター・バリブリ会	Zoom開催	延べ 70

### ①ピアザ内、地域内交流(東京・神奈川)

日にち	事業名	場所	参加人数
R4.4.21	飯田橋・韓国スペシャルピアザ	Zoom開催	13 (韓国1)
R4.8.29	留学生ウェルカムピアザ	海老名市民活動センタービナレッジ	22 (中国1、 ブラジル1)
R4.10.22	世界のことばと遊びの広場準備会 (経堂・南アフリカ)	Zoom開催	16
R4.10.27	飯田橋・Dia de los muertos	東京ボランティア市民活動センター	12

R4.10.28	中野・Dia de los muertos	スマイルなかの	10
R4.10.28	溝の口金曜ハロウィンピアザ	てくのかわさき	17
R4.10.29	経堂ハロウィンピアザ	Zoom開催	15
R4.10.31	東高円寺 ハロウィンピアザ	コミュニティふらつと阿佐ヶ谷	18
R4.11.2	溝の口水曜・ 多言語ハロウィンピアザ	てくのかわさき	10
R4.11.9	世界のことばと遊びの広場準備会 (東高円寺・イタリア)	Zoom開催	5
R4.11.16	世界のことばと遊びの広場準備会 (中野・ブルガリア)	Zoom開催	7 (ブルガリア1)
R4.11.18	世界のことばと遊びの広場準備会 (厚木・イギリス)①	Zoom開催	18
R4.11.20	世界のことばと遊びの広場準備会 (溝の口水曜・ニュージーランド)	Zoom開催	15
R4.11.21	世界のことばと遊びの広場準備会 (飯田橋・台湾)	Zoom開催	4 (台湾1)
R4.11.23	世界のことばと遊びの広場準備会 (経堂・マレーシア)	Zoom開催	8
R4.11.24	世界のことばと遊びの広場準備会 (飯田橋・台湾)	Zoom開催	11 (台湾2)
R4.11.25	世界のことばと遊びの広場準備会 (厚木・イギリス)②	厚木市学習支援センター&Zoom	10
R4.11.29	世界のことばと遊びの広場準備会 (渋谷・アメリカ)	Zoom開催	13 (アメリカ1)
R4.11.30	世界のことばと遊びの広場準備会 (中野・ブルガリア)	Zoom開催	6 (ブルガリア1)
R4.12.2	世界のことばと遊びの広場準備会 (海老名・ベトナム)	Zoom開催	18
R4.12.2	世界のことばと遊びの広場準備会 (厚木・イギリス)③	Zoom開催	10
R4.12.3	世界のことばと遊びの広場準備会 (溝の口金曜・タイ)	Zoom開催	13
R4.12.3	世界のことばと遊びの広場準備会 (経堂・マレーシア)	Zoom開催	17
R4.12.4	世界のことばと遊びの広場準備会 (溝の口水曜・オーストラリア)	Zoom開催	11
R4.12.4	世界のことばと遊びの広場準備会 (パーパチカの会)	Zoom開催	7 (台湾1・中国1)
R4.12.6	世界のことばと遊びの広場準備会 (東高円寺・イタリア)	Zoom開催	4
R4.12.6	世界のことばと遊びの広場準備会 (渋谷・アメリカ)	Zoom開催	11 (アメリカ1)
R3.12.7	世界のことばと遊びの広場準備会 (中野・ブルガリア)	Zoom開催	8 (ブルガリア1)
R4.12.8	世界のことばと遊びの広場準備会 (飯田橋・台湾)	Zoom開催	13 (台湾2)
R4.12.9	世界のことばと遊びの広場準備会 (溝の口金曜・タイ)	Zoom開催	18
R4.12.9	世界のことばと遊びの広場準備会 (中野・ブルガリア)	スマイルなかの	8

R4.12.9	世界のことばと遊びの広場準備会 (パーパチカの会)	Zoom開催	8 (台湾1・中国1・モンゴル1)
R4.12.21	溝の口水曜・多言語クリスマスピアザ	てくのかわさき	10
R4.12.22	飯田橋・クリスマスピアザ	東京ボランティア・市民活動センター	14 (中国2)
R4.12.23	溝の口金曜・クリスマスピアザ	てくのかわさき	18
R4.12.23	荻窪・クリスマスピアザ	Zoom開催	14
R4.12.23	中野・クリスマスピアザ	スマイルなかの	9
R4.12.24	経堂・クリスマスピアザ	Zoom開催	17
R4.12.26	東高円寺 お楽しみ会	阿佐ヶ谷地域区民センター	20
R4.12.27	渋谷クリスマススペシャルピアザ	渋谷男女平等・ダイバーシティセンター & Zoom	20
R5.1.9	東高円寺 リモート新年ピアザ	Zoom開催	10
R5.1.16	東高円寺 イタリア元留学生来訪ピアザ	阿佐ヶ谷地域区民センター	25
R5.1.26	飯田橋・台湾スペシャルピアザ	東京ボランティア・市民活動センター	15 (台湾4)
R5.2.3	中野・節分ピアザ	スマイルなかの	11 (台湾1、メキシコ1)
R5.3.3	中野・ひなまつりピアザ	スマイルなかの	15 (中国3、メキシコ1、フィリピン1)
R5.3.6	東高円寺 ドイツからのゲスト来訪ピアザ	阿佐ヶ谷地域区民センター	19(ドイツ1)
R4.4.1～9.8 毎週月～金曜朝・夜	荻窪&東高円寺&厚木&リモ水&海老名 他 シャドウイングタイム	Line開催	720
R4.4.1～R5.3.31 毎週月～木曜日	溝の口 シャドウイング ※R4.12.19から月・火は①に経堂メンバー合流	Zoom開催	1,152
R4.4.1～7.31 毎週火曜	烏山 シャドウイング 20:30-20:45	Zoom開催	32
R4.4.4～R5.3.27 毎週月・火曜	飯田橋シャドウイングタイム ①20:00-20:15②20:15-20:30	Zoom開催	150
R4.4.6～R5.3.22 毎週水曜	中野シャドウイングタイム 20:30-21:00	Zoom開催	190
R4.9.20～12.18 毎週月～木・日曜	経堂シャドウイング	Zoom開催	180
R4.10.11～3.24 月～金曜	溝の口水曜 朝シャドウイング 7:30-7:40	Line開催	150
R4.10.19～12.21 毎週月～金曜朝・夜	荻窪&東高円寺&渋谷 シャドウイングタイム	Line開催	188
R4.12.19～R5.3.31 毎週水・木曜	経堂シャドウイング	Zoom開催	78
R5.1.10～R5.3.30 毎週月～金曜朝・夜	荻窪&東高円寺&厚木&リモ水&海老名 他 シャドウイングタイム	Line開催	399

①ピアザ内、地域内交流(大阪・兵庫)

日にち	事業名	場所	参加人数
R4.4.4	梅田リートレ報告ピアザ	Zoom開催	16
R4.4.10	宝塚 ペルー・エルサルバドル交流会	宝塚市	15
R4.8.22	梅田ピアザキャンプ報告会	Zoom開催	16
R4.10.31	ハロウィンピアザ	芦屋市民センター	14
R4.11.6	世界のことばと遊びの広場準備会 (インドネシア)	Zoom開催	2
R4.11.11	宝塚 ハロウィンピアザ	宝塚市立男女共同参画センター	7
R4.11.23	世界のことばと遊びの広場準備会 (芦屋ピアザ)	Zoom開催	6
R4.11.21	世界のことばと遊びの広場準備会 (梅田ピアザ・ネパール)	Zoom開催	16
R4.11.26	世界のことばと遊びの広場準備会 (宝塚ピアザ・中国)	Zoom開催	12(中国2)
R4.11.27	世界のことばと遊びの広場準備会 (インドネシア)	Zoom開催	3
R4.12.3	世界のことばと遊びの広場準備会 (芦屋ピアザ)	Zoom開催	7
R4.12.5	世界のことばと遊びの広場準備会 (梅田ピアザ・ネパール)	Zoom開催	16
R4.12.8	世界のことばと遊びの広場準備会 (インドネシア)	Zoom開催	4
R4.12.9	世界のことばと遊びの広場準備会 (宝塚ピアザ・中国)	Zoom開催	12(中国2)
R4.12.26	芦屋 クリスマスピアザ	Zoom開催	13
R4.12.23	宝塚・クリスマスピアザ	宝塚市立男女共同参画センター	10
R4.12.26	梅田・忘年会ピアザ	Zoom開催	18
R4.12.30	宝塚交流会 ペルー・エルサルバドル・カザフスタン・メキシコ・コ スタリカ・ベネズエラ	宝塚市内	15
R4.4.1～R5.3.31 毎週火～金曜夜	芦屋シャドウイング	Line開催	768

②国際交流 ★現地&オンライン交流(全国・地域)

日にち	事業名	交流国と参加人数
R4.5.8	インドネシア・ パジャジャラン大学交流準備会	(内部) 家族33名
R4.5.22	インドネシア・パジャジャラン大学交流	インドネシア17名・ (内部) 20家族37名
R4.6.6	インドネシア・ ヤパリ・アバ外国語大学交流準備会	(内部) 家族30名
R4.7.3	インドネシア・ ヤパリ・アバ外国語大学交流	インドネシア17名・ (内部) 15家族30名

R4.10.2	インドネシア・ヤパリ・アバ外国語大学交流準備会	(内部)16家族28名
R4.10.23	インドネシア・ヤパリ・アバ外国語大学交流	インドネシア12名・(内部)16家族28名
R4.10.30	ワンデイトリッププログラム(関東)	留学生19名(中国・ロシア・台湾・タイ) (内部)25家族58名
R5.2.5	インドネシア・ヤパリ・アバ外国語大学交流準備会	10家族17名
R5.2.19	インドネシア・ヤパリ・アバ外国語大学交流	インドネシア12名・(内部)13家族17名

### ③青少年育成(会場開催)

日にち	事業名	場所	参加人数
R4.6.25	青少年サマーキャンプ打ち合わせ会・下見	阿南少年自然の家	2
R4.8.17～20 (3泊4日)	青少年サマーキャンプ2023	長野県阿南市少年自然の家	80
R.5.3.19	リーダーズトレーニングキャンプ2023 最終準備会 関東&zoom	東京ウィメンズプラザ	37
R5.3.19	リーダーズトレーニングキャンプ2022 最終準備会 関西	西宮市大学交流センター	15
R5.3.29～31 (2泊3日)	リーダーズトレーニングキャンプ2023	静岡県立三ヶ日青年の家	39

### ③青少年育成(全国オンライン)

日にち	事業名	参加人数
R4.4.2	セミナーオ・リートレキャンプ報告準備会準備(Jr.リーダー)	10
R4.4.3	セミナーオ・リートレキャンプ報告準備会	30
R4.4.7	韓国の友だちアンニョンハセヨ交流zoom2022 スタッフミーティング①	3
R4.5.1	青少年サマーキャンプzoomスタッフミーティング①	7
R4.5.8	韓国の友だちアンニョンハセヨ交流zoom2022 スタッフミーティング②	7
R4.5.14	韓国の友だちアンニョンハセヨ交流zoom2022 事前説明会	51
R4.5.19～8.12 適時	青少年サマーキャンプzoomスタッフミーティング 青少年担当チーム	延べ15
R4.5.22	リートレピアザ①	26
R4.5.28	青少年サマーキャンプzoomスタッフミーティング全体①(PS顔合わせ)	15
R4.5.29～7.31 適時	青少年サマーキャンプzoom説明会&準備会事前Jr.リーダーMT	延べ60
R4.6.3～8.12 適時	青少年サマーキャンプzoomスタッフミーティング 保護者・留学生担当チーム	延べ20
R4.6.4	韓国の友だちアンニョンハセヨ交流zoom2022 スタッフミーティング②	7

R4.6.11	青少年サマーキャンプzoom保護者&青少年説明会	125
R4.6.18	韓国の友だちアンニョンハセヨ交流zoom2022準備会①	36
R4.6.18	青少年サマーキャンプzoom留学生リーダー説明会司会準備会	5
R4.6.19	リートレピアザ②	29
R4.6.26	青少年サマーキャンプzoom留学生リーダー説明会①	30(内部20/外部10)
R4.6.27～8.6 適時	青少年サマーキャンプzoom留学生リーダープレゼン準備会	延べ60
R4.7.3	韓国の友だちアンニョンハセヨ交流zoom2022スタッフミーティング③	6
R4.7.3	青少年サマーキャンプzoom留学生リーダー説明会②	5(内部4/外部1)
R4.7.16	韓国の友だちアンニョンハセヨ交流zoom2022準備会②	38(韓国3・日本35)
R4.7.17	青少年サマーキャンプzoom留学生リーダー準備会	21(内部19/外部3)
R4.7.23	青少年サマーキャンプzoom留学生リーダー準備会	14(内部11/外部3)
R4.7.24	青少年サマーキャンプzoom準備会①	92(内部87/外部5)
R4.7.26	韓国の友だちアンニョンハセヨ交流zoom2022スタッフミーティング④	6
R4.8.2	韓国の友だちアンニョンハセヨ交流zoom2022日韓ミーティング	4(韓国2・日本2)
R4.8.4	韓国の友だちアンニョンハセヨ交流zoom2022スタッフミーティング⑤	5
R4.8.6	韓国の友だちアンニョンハセヨ交流zoom2022	50(韓国16・日本34)
R4.8.7	青少年サマーキャンプzoom準備会②	74(内部68/外部6)
R4.8.7	青少年サマーキャンプzoom留学生リーダー最終準備会	21(内部16/外部5)
R4.8.13	青少年サマーキャンプzoomスタッフミーティング	10
R4.9.3	韓国の友だちアンニョンハセヨ交流zoom2022報告準備会	35
R5.3.19	ユートレック/アメリカホームステイ交流説明会参加	8
R5.3.21	ユートレック/アメリカホームステイ交流説明会参加	18
R4.8.28	リモート夏の報告会準備会	65(内部60 外部5)
R4.9.11	リモート夏の報告会	182(内部177 外部5)
R4.10.2～R5.3.19 適時	Jr.リーダー・リートレピアザ及びリートレ2023準備ミーティング	延べ60
R4.10.23	リートレピアザzoom	青少年24・スタッフ1
R4.11.20	リートレピアザzoom	青少年21・スタッフ1

R4.12.18	リーダーズトレーニングキャンプ オリエンテーション	青少年34 保護者22・スタッフ12
R5.1.29	リートレ準備会zoom	青少年40・スタッフ5
R5.2.23	リートレ準備会zoom	青少年32・スタッフ5・留学生1(メキシコ)
R5.3.9	リートレ2023留学生説明会	留学生2(メキシコ・中国)・スタッフ2
R5.3.12	リートレ準備会zoom	青少年36・スタッフ5 留学生1(メキシコ)
R5.3.22	リートレ2023留学生プレゼン準備会	留学生2(メキシコ・中国)・スタッフ2

#### ④国際理解事業・日本語授業協力(オンライン・現地)

日にち	事業内容	参加人数(内部)(外部)
R4.4.5	トルーカ日本語教室・樹塾 ビジターセッション協力	(内部)2 (外部・メキシコ)2
R4.4.28	トルーカ日本語教室・樹塾 ビジターセッション協力	(内部)2 (外部・メキシコ)3
R4.6.14	トルーカ日本語教室・樹塾 ビジターセッション協力	(内部)2 (外部・メキシコ)2
R4.6.20	イーストウエスト日本語学校 ビジターセッション協力(現地)	(内部)3 (外部・中国・台湾)14
R4.6.22	トルーカ日本語教室・樹塾 ビジターセッション協力	(内部)2 (外部・メキシコ)2
R4.7.30	トルーカ日本語教室・樹塾 ビジターセッション協力	(内部)9 (外部・メキシコ)5
R4.9.5	イーストウエスト日本語学校 ビジターセッション協力(現地)	(内部)4 (外部・中国・台湾・韓国)18
R4.9.6	トルーカ日本語教室・樹塾 ビジターセッション協力	(内部)2 (外部・メキシコ)2
R4.9.10	トルーカ日本語教室・樹塾 ビジターセッション協力	(内部)6 (外部)5(外部・メキシコ)7
R4.11.8	トルーカ日本語教室・樹塾 ビジターセッション協力	(内部)4 (外部・メキシコ)3
R4.11.23	トルーカ日本語教室・樹塾 ビジターセッション協力	(内部)1 (外部・メキシコ)2
R4.11.24	イーストウエスト日本語学校 ビジターセッション協力(現地)	(内部)4 (外部・中国・台湾・ロシア)24
適時	世界のことばと遊びの広場 スタッフMT&役割別MT	延べ 40
R4.12.7	オンライン「世界のことばと遊びの広場」 zoom操作リハーサル	13
R4.12.10 R4.12.11	オンライン 「世界のことばと遊びの広場」 zoom開催	延べ(内部) 229 (外部) 167 17カ国1地域38名協力 (モンゴル、インドネシア、アメリカ、フランス、 韓国、中国、メキシコ、ネパール、ベトナム、 タイ、マレーシア、イタリア、ドイツ、イギリス、 ニュージーランド、ブルガリア、台湾)
R4.12.17	マラヤ大学・予備教育部・ 日本留学特別コース ビジターセッション協力	(内部)1 (外部・マレーシア)50 (外部)11

R5.1.20	マラヤ大学・予備教育部・ ビジターセッション協力 (クアラルンプール現地)	(内部)2 (外部・マレーシア)60 (外部20)
R5.1.28	トルーカ日本語教室・樹塾 ビジターセッション協力	(内部)5 (外部・メキシコ)4
R5.2.13	イーストウエスト日本語学校 ビジターセッション協力(現地)	(内部)5 (外部・中国・台湾・韓国・ ロシア・アメリカ)28
R5.2.21	トルーカ日本語教室・樹塾 ビジターセッション協力	(内部)6 (外部・メキシコ)5
R5.2.22	トルーカ日本語教室・樹塾 ビジターセッション協力	(内部)3 (外部・メキシコ)3
R5.2.28	トルーカ日本語教室・樹塾 ビジターセッション協力	(内部)2 (外部・メキシコ)2
R5.3.11	埼玉県国際交流協会とトルーカ樹塾 ビジターセッションに協力参加	(内部)2 (外部)8(外部・メキシコ)9
R5.3.28	トルーカ日本語教室・樹塾 ビジターセッション協力	(内部)2 (外部・メキシコ)2

⑤その他(全国)

日にち	事業内容	参加人数
R4.4.26	理事会	6
R4.5.30	令和4年度年次総会(オンライン)	19(委任92)
R4.12.14	理事会	6
R5.2.16	理事会	6

⑤その他(関東)

日にち	事業内容	参加人数
R5.2.26	東京マラソン・ボランティア リーダー説明会参加	2
R5.2.26	東京マラソン・ボランティア オンライン準備会	27
R5.3.5	東京マラソン・ボランティア	29



# 厚木市市民協働推進条例 運用状況に対する意見書 (案)

【対象年度 令和4年度】

令和5年〇月  
厚木市市民協働推進委員会

# 令和4年度 厚木市市民協働推進条例 運用状況に対する意見

## 【市等の責務】

第6条 市は、市民協働を推進するための施策を策定し、及び実施するとともに、市民に対し市民協働が円滑に行われるために必要な財政的支援、助言等を行うものとする。

2 市は、市職員に対して、市民協働についての認識を深めるための研修等を行うことにより、市民協働の推進の円滑化に努めるものとする。

3 市職員は、事務事業の執行に当たっては、常に市民協働の観点から検討を行い、市民協働の推進に、市民及び市民活動団体が参加しやすい仕組みづくりに努めるものとする。

順調 3人 おおむね順調 3人 不十分 0人

点検結果	<input type="checkbox"/> 順調 <input type="checkbox"/> おおむね順調 <input type="checkbox"/> 不十分
委員からの意見	<p>1 6条の第3項については、市職員の市民協働に対する考え方が市民と異なる様に思えます。市民が活動しやすいようにバックアップする体制を作って欲しいです。</p> <p>2 コロナ禍の厳しい状況から少しずつ日常に戻りつつも、まだマスク生活の中で工夫をしながら、活動の活性化を実行出来たと思います。</p> <p>3 平成以降より特に社会環境、生活環境が変わってきているが公民館関係は対応に遅れているように感じる。</p>

## 【市民協働事業】

第7条 市民協働の担い手は、基本原則にのっとり、様々な形態により、市民協働事業を推進するものとする。

2 市民協働の担い手は、自らの特性をいかした市民協働事業を提案することができる。

3 前項の提案について必要な事項は、市長等が別に定める。

4 市は、実施した市民協働事業に関し、必要に応じ、目的、内容、成果等を公開し、当該事業の公正性及び透明性の確保に努めるとともに、その評価の結果を公表するものとする。

5 市は、市の業務のうち、市民及び市民活動団体の特性をいかすことのできるものについて、当該業務を委託する等の機会の確保に努めるとともに、これらのものに対し必要な情報を提供するものとする。

順調 3人 おおむね順調 3人 不十分 0人

点検結果	<input type="checkbox"/> 順調 <input type="checkbox"/> おおむね順調 <input type="checkbox"/> 不十分
委員からの意見	<p>1 事業数は昨年度と比較して増えていますが、この企画がまだまだ市民に周知されていないように思います。この協働事業が低調と言われる自治会・地域を盛り上げる起爆剤になって欲しい。</p> <p>2 前年には会議の開催もままならなかったが、令和4年度には事業の実施も活発になり、87事業も増えるなど、提案、推進、募集（宣伝）、実施に至るまで順調だと思います。</p> <p>3 行政提案型協働事業が市民活動を喚起活性化する可能性は多分にあると思いますが、近年この分野の提案数が少ないようです。行政内部の「提案風土」を高めるための諸方策をお願いしたい。</p>

## 【人材育成等】

第8条 市は、市民協働を推進するため、研修その他学習の機会を確保し、市民協働の担い手となる人材の育成に努めるとともに、市民に対し市民協働の理解を深めるため、その意義について啓発するよう努めるものとする。

順調 3人 おおむね順調 2人 不十分 1人

点検結果	<input type="checkbox"/> 順調 <input type="checkbox"/> おおむね順調 <input type="checkbox"/> 不十分
委員からの意見	<p>1 高齢化社会に進んでおり地域での人材育成は大きな課題となっております。この課題がクリアーされないと、市民協働も先行きが心配です。抜本的な対策を検討して欲しい。</p> <p>2 人が集まる事が少しずつ出来る様になり、「夏休みボランティア体験」が実施され、市民に理解が深まったと思います。今後も様々な機会を提供、実施してほしいと思います。</p> <p>3 「夏休みボランティア体験」で以前、受入れ団体になった経験があり、当時より団体数が減少しているようです。コロナ禍が収まり、今後増加の取り組みが必要。</p> <p>4 人材育成に関する対策を現実に合った内容に再検討することが必要。</p>

## 【推進体制の整備】

第9条 市は、市民協働を推進するための拠点施設及び体制の整備に努めるものとする。

順調 4人 おおむね順調 2人 不十分 0人

点検結果	<input type="checkbox"/> 順調 <input type="checkbox"/> おおむね順調 <input type="checkbox"/> 不十分
委員からの意見	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 推進体制の拠点は、地区市民センター・公民館となると思いますが事業体との関係が思わしくありません。今一度、見直しを検討して戴きたいと思います。</li> <li>2 登録団体数は減ったものの（前年度比）延べ利用者数が増えている事、地域集会施設への補助なども増えている事から推進が来ていると思います。</li> <li>3 宮の里第4集会所のバリアフリーに市から補助があり、現在地区集会（宮の里井戸端カフェ）が充実。活動拠点となっている。他地区の集会施設の補助も充実を図ってほしい。</li> <li>4 公民館が日常的な協働拠点として地域配置されているのは厚木市（市民）にとっての大きな強みです。ただ、地域特性等により公民館活動の内実は多様な実態だと思うのですが、その姿が中々見えて来ません。「厚木市公民館白書」のような報告冊子が推進委員会用資料として提供されることを望みます。</li> <li>5 地区市民センターと公民館の見直しを検討する時期と思われる。</li> </ol>

## 【市民協働推進基金の設置】

第10条 市民協働を推進するため、厚木市市民協働推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

- 2 毎年度基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めた額とする。
- 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- 4 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。
- 5 市民協働を推進するための寄附金及び基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。
- 6 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。
- 7 基金は、第1項に規定する基金の設置目的のための経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。
- 8 市長は、前項の規定に基づき処分された基金の額を財源として、市民活動団体に対して、助成することができる。
- 9 市長は、市民活動団体に前項の助成をしようとする場合は、厚木市市民協働推進委員会の意見を聴くものとする。

順調 3人 おおむね順調 3人 不十分 0人

点検結果	<input type="checkbox"/> 順調 <input type="checkbox"/> おおむね順調 <input type="checkbox"/> 不十分
委員からの意見	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 当基金は、残高等を見る限りは順調と云うことだと思いますが今後、基金の額は上積みしていくのでしょうか。もし、金額を増やすとすれば、どの位の金額を考慮しているのでしょうか。</li> <li>2 市民協働スキルアップ研修を実施され、活用はされているがもっと活発に基金を活用したい団体が増えるといいと思います。</li> <li>3 推進基金に関する理解が足りない。PR 不足。</li> </ol>

## 【市民協働推進委員会】

第11条 市長は、この条例の運用状況の点検等を行うため、市民等で構成する厚木市市民協働推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 市長は、毎年度、この条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。
- 3 委員会は、この条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。
- 4 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

順調 4人 おおむね順調 2人 不十分 0人

点検結果	<input type="checkbox"/> 順調 <input type="checkbox"/> おおむね順調 <input type="checkbox"/> 不十分
委員からの意見	<p>1 コロナ禍で書面会議などもありましたが、安全に順調に開催、運営出来たと思います。</p> <p>2 推進委員会の定例会議では、行政側が用意した協議題の消化に終わる傾向にあります。テーマを絞っての委員相互のフリートークを確保して、委員会としての合意形成に向かうような工夫が必要だと思われまます。</p>

## 【評価等】

第12条 市長は、委員会の意見を踏まえ、4年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。

**順調 4人**    **おおむね順調 1人**    **不十分 1人**

点検結果	<input type="checkbox"/> 順調 <input type="checkbox"/> おおむね順調 <input type="checkbox"/> 不十分
委員からの意見	



令和4年度市民協働提案事業

資料3

1 市民提案型事業【4件】

No.	新規/継続	事業名	事業概要	団体名	所管課
1	継続 (2年目)	厚木市がん啓発・両立支援プロジェクト	経験談を交えた「がん防災セミナー」を開催し、厚木市民が若い世代から自分の体に関心を持ち、がん検診を受診することが習慣になるよう、検診の重要性を伝え、検診受診率の向上を図る。また、既にがん及び他の疾患により休職、退職された方や、罹患者家族、医療関係者向けに「～がんと仕事の両立をしたいあなたへ～不安解消セミナー」を開催する。	一般社団法人 がんと働く応援団	健康づくり課
2	継続 (3年目)	あつぎごちやまぜフェス	安心して互いの価値を認め合う社会を目指し、障害を始めとした多様性について楽しみながら知る機会を創出するため、インクルーシブをテーマにしたワークショップや映画上映、障害のあるアーティストによるアート作品展示などを行うイベントを年1回開催する。 また、年間を通して多様性を理解するための研修や講演会などを開催する。	あつぎごちやまぜフェス実行委員会	障がい福祉課
3	新規	スポーツによる地域活性化	スポーツがもたらす生きがいの創出、健康への理解・促進、市民交流の促進を図ることを目的に、スポーツ教室やスポーツフェスタを実施し、幅広い世代が参加できる新しいタイプのスポーツ事業に取り組む。	NPO法人 厚木スポーツクラブ  一般社団法人 SCDスポーツクラブ	スポーツ推進課
4	継続 (3年目)	わくわくクラシック鑑賞術講座	クラシック音楽の聴き方、楽しみ方、演奏家の苦労、楽器の面白さなどを、演奏者の奏でる生の音楽を身近に感じながら楽しく学び、市民の審美眼を育てる講座を実施する。	厚木うきうきクラシック	文化生涯学習課

※ No.3及びNo.4は令和3年度からの振替実施

2 行政提案型事業【1件】

No.	新規/継続	事業名	事業概要	団体名	所管課
1	継続 (2年目)	地球温暖化防止・省エネ行動普及啓発事業	地球温暖化を防止するため、一人一人が各家庭で実践できる省エネ行動を普及啓発することを目的に、小・中学生や一般市民向けの講座を実施するほか、クールチョイス賛同者の募集活動を行う。	宇宙キッチン	環境政策課